

流山市多様性を尊重する社会推進条例 骨子（案）

項 目	内 容
前文	流山市が、住みやすく豊かで調和のとれたまちであるために、誰もが性別等、年齢、国籍、障害の有無、文化的背景の違い等にかかわらず、 ・互いの基本的人権を尊重する。 ・互いの多様性を認め合う。 ・自分らしく暮らせるまちを目指す。 市、市民等が協力し、多様性を尊重する社会を推進することで、個々の人権を尊重し、互いの違いや共通点を認め合い、自分らしさを発揮できる社会の実現を目指す。
目的	流山市における多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念に基づき、市の責務、市民等の役割、基本施策を定めることにより、多様性を認め合い人権を尊重する社会の実現を目的とする。
定義	用語を定義する。 ・男女共同参画：<u>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。</u> ・多様性（Diversity）：性別等、年齢、国籍、障害の有無、文化的背景の違い等の属性による一人ひとりに違いがあることをいう。 ・性別等：男性、女性、性的マイノリティ等をいう。 ・市民等：市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。
基本理念	多様性を尊重する社会は、性別等、年齢、国籍、障害の有無、文化的背景の違い等にかかわらず、誰もが、

項 目	内 容
	・一人ひとりの違いによる、多様性を認め合うこと。 ・一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと。 ・一人ひとりが、それぞれの能力を発揮し、自分らしく暮らせること。
差別的扱いの禁止等	・何人も、多様性による不当な差別的扱いにより、他人の人権を侵害してはならない。 ・何人も、情報発信に当たって、多様性を理由とする不当な差別を助長することのないよう十分に配慮しなければならない。
市の責務	・必要な施策を実施する。 ・市民、事業者関係機関と連携し取り組む。
基本的施策	① 男女共同参画の推進に取り組む。 ② 多様性を理解するための広報・啓発等に取り組む。 ③ 多様性の理解を深める教育に取り組む。 ④ 多様性を理由とする暴力や不当な差別的扱いを防ぐことに取り組む。 ⑤ 多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組む。 ⑥ 多様性に配慮した防災・災害対応に取り組む。
計画の策定	多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的に実施するための基本的な計画を定めるものとする。
市民等の役割	・多様性を尊重する社会への理解を深める。 ・事業活動における多様性を尊重する社会の実現に向けた必要な措置を講じるよう努める。 ・市の施策に協力するよう努める。
委任	この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。